三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
西祖谷山村南山一八・西祖谷山村土日浦一七五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第四十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十九年一月十日
農林水産大臣　山本　有二
一　保安林の所在場所　熊本県八代市泉町柿迫字上靍八七五五の六
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字上靍八七五五の六（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第四十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十九年一月十日
農林水産大臣　山本　有二
一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市鹿北町椎持字坂ノ元三三五三の一・三三五六の一、三三五七、三三五八の一から三三五八の七まで、三三五九の一から三三五九の三まで、三三六八の一、三三七三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字坂ノ元三三五三の一・三三五六の一・三三五九の二・三三五九の三・三三六八の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第四十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十九年一月十日
農林水産大臣　山本　有二
一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市鹿北町椎持字須屋三一三八の一（次の図に示す部分に限る。）、三一三八の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字須屋三一三八の三（次の図に示す部分に限る。）、三一三八の一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第四十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十九年一月十日
農林水産大臣　山本　有二
一　保安林の所在場所　福岡県八女市星野村字上ノ山一五四〇三の一、一五四二九、一五四三五、一五四三六、字前畑一五四九四、一五四九五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字上ノ山一五四〇三の一・一五四二九・一五四三五・一五四三六・字前畑一五四九四・一五四九五（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○国土交通省告示第十五号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十九年一月十日
国土交通大臣　石井　啓一
一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宮の奥川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和四十四年建設省告示第三百八号で指定した同号十に掲げる土地の区域を除く。）
鳥取県鳥取市福部町箭溪
字宮ノ奥　一三六番一
一三七番
一三九番
一三九番二から一三九番四まで
一四〇番
一四〇番一及び一四〇番四
一四一番及び一四二番
三九四番一及び三九四番三
三九五番及び三九六番
三九六番一から三九六番三まで
三九七番一から三九七番三まで
三九七番五から三九七番一一まで
三九七番一五から三九七番二九まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域及び昭和四十四年建設省告示第三百八号で指定した同号十に掲げる土地の区域を除く。）
鳥取県鳥取市福部町箭溪
字山王前　四三四番一　一号及び十三号
一四七番二　二号
一四七番一　三号
一四八番一　四号
一五一番　十一号
一四四番二　十二号
字宮ノ奥　一二五番一　五号
三九三番一　六号及び七号
三九七番一〇　九号
三九七番一三　十号
三八一番一　八号